

第4期愛知県障害福祉計画（案）について

1 計画策定の趣旨

都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされており、今年度末に第3期計画期間が終了するため、本年度内に第4期計画を策定する。（計画期間：平成27～平成29年度）

【計画策定体制】

障害者総合支援法に基づき、障害福祉計画を定めるときは、あらかじめ、関係機関、障害者及びその家族、障害者関連職務従事者並びに学識経験者等を構成員とする「障害者施策審議会」や「障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならない（又は努める）こととされている。

○ 策定のスケジュール

平成26年 7月30日	第1回愛知県社会福祉審議会
7月31日	第1回愛知県障害者施策審議会（計画骨子案意見聴取）
10月 9日	第1回愛知県障害者自立支援協議会（計画素案意見聴取）
11月～	市町村計画との調整 [サービス見込量（活動指標）の集計]
12月22日	第2回愛知県障害者施策審議会（計画素案意見聴取）
平成27年 1月21日～2月20日	パブリックコメント
2月 5日	第2回愛知県障害者自立支援協議会（計画案意見聴取）
2月26日	第2回愛知県社会福祉審議会
3月中旬	第3回愛知県障害者施策審議会（計画案報告）
3月下旬	計画策定・公表

2 計画の基本的考え方

（1）計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

（2）計画の基本的考え方

- ① 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにする
- ② 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- ③ グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- ⑤ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進める

3 計画策定の考え方

- 国の定める「基本指針」に即して地域生活移行についての成果目標を設定するとともに、目標達成に向けた取組を記載
- 成果目標のうち、第3期計画で進捗が遅れている「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を進めるための取組を特に強化
- 障害福祉サービスの見込量（活動指標）については、各市町村の障害福祉計画におけるサービス見込量の積み上げを基本に設定
- 新規項目として、「地域生活支援拠点等の整備」、「障害児支援体制の整備」及び「PDCAサイクルの導入」について記載

4 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 成果目標の設定

平成 25 年度末現在の施設入所者数(A) :	3,962 人
目標値 : ①H26. 3. 31~H30. 3. 31 の地域生活移行者数 :	1,137 人 (28.7%地域生活移行)
	(12%+16.7% (第3期計画の目標 30%のうち未達成率見込み))
②H26. 3. 31~H30. 3. 31 の施設入所者削減数(A-B) :	158 人 (4%削減)
平成 29 年度末における施設入所者数(B) :	3,804 人

イ 主な取組

- ・既存の戸建て住宅を活用する際の建築基準法の規制緩和策等によるグループホームの整備促進
- ・重症心身障害児者施設の整備等、在宅支援の充実
- ・施設の設置・運営に精通した支援コーディネーターを活用したグループホーム整備促進支援制度の推進
- ・障害者差別解消法の普及啓発、障害者アート展の開催等による障害への理解の促進

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

ア 成果目標の設定

目標値 : ①平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%とする。
②平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%とする。
③平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%減少とする。
参考 : 主な第 3 期計画の目標 1 年未満の入院者の平成 26 年度における平均退院率 76% (平成 25 年度実績 75.5%)

イ 主な取組

- ・医療機関、福祉サービス事業所の有機的な連携の構築
- ・保健所のコーディネート機能の強化

(3) 地域生活支援拠点等の整備（新規項目）

ア 成果目標の設定

目標値：平成 29 年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点等（拠点又は面的な体制）を少なくとも一つ整備

イ 主な取組

- ・市町村の整備状況を集約しながら、各市町村・各障害保健福祉圏域での取組を支援

(4) 福祉施設から一般就労への移行

ア 成果目標の設定

目標値：①平成 29 年度における年間の一般就労移行者数：1,178 人
(H24 年度実績 589 人の 2 倍)
②平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数：2,374 人
(H25 年度末実績 1,484 人の 6 割増)
③平成 29 年度末において、就労移行支援事業所全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

参考：主な第 3 期計画の目標 平成 26 年度における年間一般就労移行者数 480 人
(平成 25 年度実績 715 人)

イ 主な取組

- ・就労移行支援事業者の確保 ・職業能力開発支援・企業等への啓発
- ・労働関係機関の就労支援策の活用

5 障害児支援体制の整備（新規項目）

- 児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実
- 愛知県心身障害者コロニーの再編整備・第二青い鳥学園の改築・障害者福祉減税基金を活用した民間法人立の重症心身障害児者施設の整備による重症心身障害児者に対する支援体制の構築

6 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

(平成 29 年度見込量は市町村障害福祉計画（平成 26 年 12 月現在案）の見込量の計)

(1) 訪問系サービス

	H25 年度実績（3 月）	H29 年度見込量（年平均）
訪問系サービス	395,811 時間／月	550,643 時間／月

(2) 日中活動系サービス

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込量 (年平均)
生活介護	265,782 人日/月	284,847 人日/月
就労移行支援	33,198 人日/月	37,617 人日/月

(3) 居住系サービス

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込量 (年平均)
グループホーム	3,461 人/月	4,769 人/月
施設入所支援	4,218 人/月	4,032 人/月

(4) 相談支援

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込量 (年平均)
計画相談支援	4,678 人/月	7,583 人/月

(5) 障害児支援サービス

主な障害福祉サービス	H29 年度見込量 (年平均)
児童発達支援	39,651 人日/月

※二次医療圏及び老人保健福祉圏域と調和を図り設定している 12 の障害保健福祉圏域を本計画の区域として、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定める。

7 障害福祉サービス、相談支援従事者の確保・資質向上、施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

- 人材の養成、サービスの評価、障害のある人の権利擁護や虐待防止など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していく。

8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施する。

9 PDCAサイクルの導入（新規項目）

- 障害福祉計画における活動指標等について、各年度における実績を把握し、分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じる。